

2022年4月11日

各位

京都千代田区麹町三丁目2番 会 社 名 株式会社スリー・ディー・マトリックス 代 代表取締役社長 表 者 名 出 (コード番号:7777) 先 問 取 締 役 新井友行 合 せ 電 話 番 뭉 03 (3511) 3440

第2回乃至第4回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに 第25回及び第28回新株予約権の発行要項の修正に関するお知らせ

当社は、2022年4月11日付の取締役会決議において、2020年4月14日付の取締役会決議に基づき2020年4月30日に第三者割当によりCVI Investments, Inc. (以下「本保有者」といいます。)に対して発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第25回新株予約権、2020年11月10日付の取締役会決議に基づき2020年11月26日に第三者割当により本保有者に対して発行された第28回新株予約権(以下、第25回新株予約権とあわせて「本既存新株予約権」と総称します。)並びに2021年8月11日付の取締役会決議に基づき2021年8月27日に第三者割当により本保有者に対して発行された第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債とあわせて「本既存CB」と総称し、本既存CBと本既存新株予約権をあわせて「本既存CB等」と総称します。)について、それぞれの発行要項を修正すること(以下「本修正」といいます。)を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 修正の理由

当社は、2020年4月30日、2020年11月26日及び2021年8月27日に第三者割当により本保有者に対して本既存CB等を発行しましたが、2022年4月11日付の取締役会決議において、同じく本保有者に対して、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)及び第31回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしました。かかる発行に際して、本既存CB等と本新株予約権付社債及び本新株予約権をあわせた資金調達全体の条件を総合的に検討し、本既存CB等の唯一の保有者である本保有者と協議を行った結果、本新株予約権付社債の転換価額の修正については、本既存CB等に係る調整条項の適用対象外とすることについて本保有者の同意を取得したので、本新株予約権付社債及び本新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件として、本修正を行うことを予定しております。この結果として、本新株予約権付社債の当初転換価額及び本新株予約権の当初行使価額が本既存CB等の転換価額又は行使価額を下回った場合、本既存CB等の転換価額又は行使価額が、今般発行を決議した本新株予約権付社債の当初転換価額及び本新株予約権の当初行使価額と同額となりますが、その後、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の当初行使価額と同額となりますが、その後、本新株予約権付社債の転換価額が下方に修正されたとしても、本既存CB等の転換価額又は行使価額はいかる下方修正の影響は受けません。

なお、当社は、第 28 回新株予約権と同時に本保有者に対して第 27 回新株予約権を発行し、また第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債と同時に本保有者に対して第 30 回新株予約権を発行しておりますが、第 27 回新株予約権及び第 30 回新株予約権は既にその行使が完了しているため、本修正の対象とはなっておりません。

本既存 CB 等の発行の詳細につきましては、2020 年4月14日付「第三者割当による第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第24回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ」、2020年11月10日付「第三者割当による新株式並びに第27回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第28回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2021年8月11日付「第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第30回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」を、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の詳細

につきましては、2022 年 4 月 11 日付「第三者割当による第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債及 び第 31 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をそれぞれご参照下さい。

当社は、本保有者との間で、2022 年 4 月 27 日付で本既存 CB 等の発行要項の修正に関する合意書を締結することを予定しています。かかる合意書においては、本新株予約権付社債及び本新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件として本修正について合意しています。

なお、本修正は、本保有者に有利な条項である転換価額又は行使価額の下方調整条項が適用される 範囲を限定するものであり、株主以外の者に対し特に有利な条件となるものではないため、本修正に あたって、当社の株主総会決議は実施されません。

2. 修正の内容

本修正の内容は、別紙のとおりです。なお、本修正の効力発生は、本新株予約権付社債及び本新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件としています。

以上

第2回新株予約権付社債

 現行要項
 変更案

 (前略)
 (前略)

12. 本新株予約権の内容

(中略)

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(中略)

(二) 転換価額の調整

(中略)

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(中略)

(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われ た後の取得価額等が適用される日以降これを 適用する。

(後略)

12. 本新株予約権の内容

(中略)

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(中略)

(二) 転換価額の調整

(中略)

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(中略)

(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(後略)

第3回新株予約権付社債

現行要項 変更案 (前略) (前略)

12. 本新株予約権の内容

(中略)

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(中略)

(ニ) 転換価額の調整

(中略)

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(中略)

(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われ た後の取得価額等が適用される日以降これを 適用する。

(後略)

12. 本新株予約権の内容

(中略)

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(中略)

(ニ) 転換価額の調整

(中略)

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(中略)

(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(後略)

第4回新株予約権付社債

現行要項	変更案
(前略)	(前略)

12. 本新株予約権の内容

(中略)

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(中略)

(ニ) 転換価額の調整

(中略)

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(中略)

(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後転換価額は、下方修正等が行われた 後の取得価額等が適用される日以降これを適 用する。

(後略)

12. 本新株予約権の内容

(中略)

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(中略)

(ニ) 転換価額の調整

(中略)

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(中略)

(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後転換価額は、下方修正等が行われた 後の取得価額等が適用される日以降これを適 用する。

(後略)

第25回新株予約権

現行要項 変更案 (前略) (前略)

11. 行使価額の調整

(中略)(2) 新株式発行等により行使価額 の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適 用時期については、次に定めるところによる。 11. 行使価額の調整

(中略)(2) 新株式発行等により行使価額 の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適 用時期については、次に定めるところによる。 (中略)

③ 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われ た後の取得価額等が適用される日以降これを 適用する。

(後略)

(中略)

③ 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(後略)

第28回新株予約権

現行要項

(前略)

11. 行使価額の調整

(中略)

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を 行う場合及び調整後の行使価額の適用時期に ついては、次に定めるところによる。

(中略)

③ 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当

変更案

(前略)

11. 行使価額の調整

(中略)

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を 行う場合及び調整後の行使価額の適用時期に ついては、次に定めるところによる。

(中略)

③ 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)の発行条件に従された新株予約権を除く。)の発行条件に従

たりの対価(以下「取得価額等」という。)の 下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われ た後の取得価額等が適用される日以降これを 適用する。

(後略)

い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われ た後の取得価額等が適用される日以降これを 適用する。

(後略)